

ジビエ(野生鳥獣肉)はよく加熱して食べましょう

シカ肉やイノシシ肉を生や加熱不十分で食べると、E型肝炎ウイルス・腸管出血性大腸菌・寄生虫による食中毒の危険があります。肉の中心部まで火が通るよう十分に加熱してください。十分な加熱とは中心部を75℃で1分以上です。

また、焼肉等で生の肉を扱う際は、生肉専用トング等を使い、生肉からの二次汚染に十分注意してください。

📍世田谷保健所生活保健課
☎5432-2911
FAX 5432-3054



🌿消費生活講座

内容／パーソナルカラー診断～自分に似合う色を知って、上手な買い物とエシカルファッションを！～

📍区内在住・在勤・在学の方
📅11月10日(火)午前10時30分～午後0時30分
📍消費生活センター
🗣(一社)パーソナルデザイン協会
👥他保育可(要申込み、抽選8人)。
📄区HPからオンライン手続き、📞へ電話・FAX(記入例3面。区外在住の方は、通勤・通学先も明記) 10月15日まで 抽選24人 ※抽選結果は全申込者に通知。

📍🐾せたがやコール
区HP📄 34399

ハクビシン・アライグマ被害対策講習会

📍区内在住・在勤・在学の方
📅11月9日(月)午後2時～4時
📍北沢タウンホール集会室
🗣古谷益朗(野生生物研究所ネイチャーステーション代表)
👥他手話通訳あり(要申込み)。
📄📞へ電話・FAX(記入例3面)
10月30日まで 先着40人
📍環境保全課
☎6432-7137 FAX 6432-7981



子育て世帯や若者夫婦世帯の定住や住み替え等を応援！

ずっと、世田谷。

Zutto, Setagaya



子育て世帯や若者夫婦世帯が区内に定着し、地域の活力の維持・向上を図ることを目的として、
①定住応援②住み替え応援③多世代近居・同居応援事業を実施しています。

①定住応援事業

子育て世帯または若者夫婦世帯が、建築・購入により区内の住宅を取得し転居した場合、定住応援金をお渡しします。

条件／●夫婦のいずれかが区内に引き続き5年以上居住
●4月1日以降に住宅の売買契約や建築工事請負契約を締結
●住宅の用に供する部分の占有面積が50平方㍍以上 ほか

応援金額／30万円とせたがやPay10万ポイント

②住み替え応援事業

子育て世帯または若者夫婦世帯が、区内の民間賃貸住宅に転居した場合、住み替え応援金をお渡しします。

条件／●夫婦のいずれかが区内に引き続き1年以上居住
●4月1日以降に住宅の賃貸借契約を締結
●住宅の用に供する部分の占有面積が最低居住面積水準以上 ほか

応援金額／せたがやPay10万ポイント

③多世代近居・同居応援事業

子育て世帯とその親世帯が、区内で新たに近居※・同居した場合、その初期費用の一部を応援金としてお渡しします。

※子育て世帯と親世帯のいずれもが区内に居住し、住宅間の直線距離が3㍍以内または同じ区立中学校区域内もしくは隣接する区立中学校区域内。

条件／申請者世帯ではない方の世帯が区内に1年以上居住
対象費用／引越し費用、仲介手数料、礼金・権利金、不動産登記費用
応援金額／上限30万円

共通事項

📄①②未就学児を養育する子育て世帯または夫婦のいずれかが39歳以下である若者夫婦のみの世帯
③近居・同居するために区外から転入、区内転居する18歳未満の子どもを養育する子育て世帯またはその親世帯
※同性パートナー・事実婚・ひとり親の世帯を含む。
※子育て世帯には妊娠中で母子健康手帳が交付されている場合を含む。
※建築基準法に規定する新耐震基準(昭和56年(1981年)6月施行)に適合または同等の耐震性能を有している住宅が対象。

👥転入・転居した日(住民票上の異動日)から90日以内に申請が必要。予算が上限に達し次第、終了。条件等詳しくは、区HPをご覧ください。

①②地域の活力の維持・向上を図ることを目的としているため、地域活動団体や地域活動への参加意向を確認します。それぞれ、③との併用ができます。

担当／居住支援課 📍補助金受付窓口 ☎03-5432-2260 FAX03-5432-3039 区HP📄 24196

👤相談してみませんか

行政相談(委員)制度をご存じですか

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関や独立行政法人等への苦情・意見・要望をお受けしています。身近な暮らしに関する困りごと等、お気軽にご相談ください。

●定例相談
📅毎月第3火曜午後2時～4時
📍区役所西棟1階区民相談室(当日会場へ)

●秋の特設行政相談
📅10月14日(水)午後2時～4時(受付は3時30分まで)
📍三軒茶屋ふれあい広場(太子堂2-17-1)(当日会場へ)

📍広報広聴課 ☎5432-2014 FAX 5432-3001、
総務省東京行政評価事務所 行政苦情110番 ☎0570-090-110 FAX 03-5331-1761



行政相談マスコット
キクーン

東京法務局一斉「相続・遺言」相談会

内容／司法書士による無料相談会(法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等)

📅10月16日(金)午後1時30分～4時
📍東京法務局世田谷出張所(若林4-22-13 2階)
📄📞へ電話、直接窓口へ 先着10組

📍東京法務局世田谷出張所 ☎5481-7519(音声ガイダンス3番)

10月は食品ロス削減月間です

日本では年間461万㍑もの食品ロスが発生していると推計されています。食品ロスを出さないよう心掛けましょう。

食品ロスを出さないために

- ☑ 買い物に行く前に手持ちの食材と期限を確認
- ☑ 使う分・食べきれる量だけ買う
- ☑ すぐ使う食品は「てまえどり」

どうしても使い切れない食品はフードドライブ受付窓口を持ち寄り、必要としている方に届けましょう。フードドライブ受付窓口について詳しくは、区HPをご覧ください。

区内で実際にごみとして出されていた未使用・未開封の食品▶



📍清掃・リサイクル推進課 ☎6304-3253 FAX6304-3341
区HP📄 423

8面へつづく【暮らし】

7